

鳥取県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東 線	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平548-2地先から同大字 字綾木谷東平口535-2地先まで	13.2~53.9	391.0